

家庭用可燃ごみ袋の臨時措置の延長について

中東情勢の影響により、三戸町、田子町、南部町（南部地区、名川地区）の店舗で指定ごみ袋が品薄 となっています。こうした状況を受け、これまで実施してきた下記の臨時措置について、9月30日まで延長します。（注意）収集日や時間、分別ルールなどに変更はありません。

【 延長期間 】 令和8年9月30日（水）まで



【お問い合わせ先】

三戸地区環境整備事務組合 電話 0179-25-2113

田子町住民課

電話 0179-20-7113